

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
に対する修正案 要綱

- 1 教育公務員特例法の一部改正（第一条）を削除すること。
- 2 政府は、この法律の施行状況を勘案し、教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の資質の保持と向上のための施策について、その効果的な実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則新第二条関係）。
- 3 その他所要の規定を整理すること。